

求職者支援制度の創設に係る論点（素案）

求職者支援制度の創設に係る論点（素案）

I. 位置づけ

① 給付の位置づけをどのように考えるか。

- 雇用保険制度における給付は個人に着目した給付となっている。一方、生活保護制度における給付は世帯に着目した給付となっている。

【委員からの主な意見】

- ・ 「I. 位置付け」については、求職者支援制度の政策や目的をどこに置くのかを考えることが必要。(第57回)
- ・ 「I. 位置付け」の「①給付の位置付け」については、過渡的な給付と考えるか否かも1つのポイント。(第57回)
- ・ 恒久的な制度を考える上では、持続可能性・公平性に留意することが必要。(第58回)

II. 訓練

① 給付の対象となる訓練のあり方についてどのように考えるか。

- 現行の緊急人材育成支援事業では、公共職業訓練や基金訓練（民間の教育訓練機関を認定）を給付の対象となる訓練としている。

② 必要となる訓練の量・種類の確保、訓練量について地域差が少なくなるような実施体制についてどのように考えるか。

- 主として職業能力開発分科会において検討することとなるが、雇用保険部会としてそこでの議論も踏まえどのように考えるか。

【委員からの主な意見】

- ・ 「II. 訓練」については、訓練実施機関に対する奨励金のあり方をどのように考えるかについても論点として加えた方がよいのではないかと。(第57回)

III. 給付

① 対象者についてどのように考えるか。

- 現行の緊急人材育成支援事業は、雇用保険の適用がなかった者、雇用保険の受給が終了した者、自営廃業者等を制度の主たる対象者としている。

【委員からの主な意見】

- ・ 現行の緊急人材育成支援事業において、学卒未就職者を対象者とするについては、緊急施策としてやむを得ないが、恒久的な求職者支援制度を創設するにあたって、学卒未就職者を対象者とするについては、議論が必要。(第57回)
- ・ 対象者を考える上では、訓練を受講するための要件と給付金を受給するための要件について、それぞれ整理する必要がある。(第58回)
- ・ 65歳以上の者の取扱をどうするかなど、年齢要件についても明確化すべきではないかと。(第58回)

② 給付要件についてどのように考えるか。

- 現行の緊急人材育成支援事業における給付要件は、公共職業安定所長に指示された訓練に8割以上出席していることに加え、
 - ・ 世帯の主たる生計者であること、
 - ・ 個人の年収が200万円以下であり、かつ世帯全体の年収が300万円以下であること、
 - ・ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下であること、
 - ・ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者であることなどとしている。

【委員からの主な意見】

- ・ 世帯の主たる生計者要件を設けると、論理的には世帯に対する給付となるのではないかと。(第58回)
- ・ 恒久的な制度を創設するに当たっては、世帯の主たる生計者要件は外してもよいのではないかと。(第58回)
- ・ 未就職卒業者については主たる生計者要件を外して世帯年収要件のみ残しているが、主たる生計者要件のあり方については、世帯年収要件との関係で、十分に議論が必要。(第59回)
- ・ 年収要件を設けた場合、収入の調整を行うことにより、労働のインセンティブを阻害するおそれがあるのではないかと。(第58回)
- ・ 年収要件については、世帯年収だけしぼっておけばいいのではないかと。(第59回)
- ・ 資産の確認については、ある程度厳密に行う必要があるのではないかと。(第59回)
- ・ 資産要件800万円は高い数字ではないかと。(第59回)
- ・ 土地・建物の要件については、価値がそれほどない山林を持っている場合や、親が農業をやっていたために土地を持っている場合などもあり、検討が必要。(第59回)

③ 給付額についてどのように考えるか。

- 現行の緊急人材育成支援事業における給付額は、単身者であれば1ヶ月に10万円、被扶養者を有する者であれば1ヶ月12万円となっている。

【委員からの主な意見】

- ・ 「Ⅲ. 給付」の「③給付額」については、地域差を認めるか否かということや、雇用保険の失業給付の金額との関係をどのように考えるかということもポイント。(第57回)
- ・ 給付額については、生計費を給付金に依存することがないように、地域差を付けてもいいのではないかと。(第59回)
- ・ 現行制度を見直すに当たってどこに立脚点を置くか考えたうえで、地域差を設けるかどうか、生計費概念を入れるかどうかについて、検討する必要がある。(第59回)
- ・ 給付額の水準は、世帯に対する給付とするか、世帯年収要件をかけるかということとも関係する問題である。(第59回)
- ・ 基本手当日額の最低額で1か月間雇用保険を受給するよりも10万円を受給した方が魅力的であるということがある。雇用保険との併給調整のあり方を考える必要がある。(第59回)
- ・ 「Ⅲ. 給付」については、生活給付だけでなく、訓練実施機関への交通費を支給する通所手当や訓練が始まるまでの間に手当を支給する待期手当など、給付の種類についても考える必要があるのではないかと。(第57回)
- ・ 求職者支援制度は拠出制の雇用保険制度とは異なるので、雇用保険と同様の待期手当までつける必要はないのではないかと。(第58回)
- ・ 通所手当について、基金訓練の現場の実態を把握する必要があるのではないかと。(第59回)

④ 給付期間

- 当初、緊急人材育成支援事業は3年間の暫定措置として実施することとされており、訓練を受講している期間のうち、2年分について給付を支給することとしている。

【委員からの主な意見】

- ・ 訓練期間中に給付を行う仕組みであるため、訓練にどのくらいの期間が必要かということも考える必要がある。(第59回)

IV. その他

① 適正な給付のための措置についてどう考えるか。

- 緊急人材育成支援事業は3年間の暫定措置として実施することとされていたため、多年に渡り繰り返し受給するような者を防止する措置は特設設けられていない。

【委員からの主な意見】

- ・ 恒久化にあたっては、給付期間のインターバルをどのように置くのか考える必要がある。(第59回)

② 新たに安定的な財源を確保することが必要となるがどのように考えるか。